炉心シュラウドサポート部の強度評価に用いる計算プログラムの誤りによる 再評価結果について

2016年3月24日

当社は、浜岡原子力発電所 3,4 号機の工事計画届出書などにおける炉心シュラウドサポート部(※1) の強度評価に用いた計算プログラムの一部に誤りがあることを確認し、再評価を実施しましたので、お知らせします。

3号機について2017年8月に営業運転開始後30年が経過するため、高経年化技術評価(※2)を実施しています。本評価を実施するため、過去の炉心シュラウドサポート部の強度評価を確認したところ、3,4号機の炉心シュラウド支持ロッド取付時の工事計画届出書(3号機は2005年、4号機は2006年に提出)などにおける炉心シュラウドサポート部の強度評価に用いた計算プログラムの一部に、必要な荷重が負荷されていないことや適用する理論式の符号が誤っていることを確認しました。このため、炉心シュラウドサポート部の強度について、計算プログラムを修正したうえで再評価を実施しました。その結果、炉心シュラウドサポート部の再計算結果は許容値を下回っており、健全性は確保されていると評価しました。

当社は、計算プログラムの誤りの原因を調査し、適切に対応してまいります。

- ※1 原子炉圧力容器内に円筒状に設置されており原子炉圧力容器内の冷却水の流れを分離する仕切り板の役割を持った機器(炉心シュラウド)のサポートのこと。
- ※2 「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」に基づき、営業運転が開始して 30 年が経過する前(その後 10 年ごと)に、安全上重要な機器・構造物について今後長期間運転することを想定した技術評価を実施するものです。この評価に基づき長期保守管理方針を策定し、原子炉施設保安規定に記載することが義務づけられています。

以上

